

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の改正案の提案予定について

1 主旨

区の条例で定める居宅介護支援（※1）の人員等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により厚生労働省令（※2）に定められた基準によることとされている。

今般、社会保障審議会の審議報告を受け厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」の改正準備を進めるとともに、改正内容を事業者に周知する。

なお、今後、国より改正省令の具体的な内容が示される予定であるため、それを踏まえて条例に規定する内容を再検討し、改正条例案を改めて提案する。

※1「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、当該居宅要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、並びに当該居宅要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。

※2 厚生労働省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年厚生省令第38号)

2 改正内容（概要）

	改正後	改正前
管理者	指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむをえない理由がある場合については、介護支援専門員を指定居宅支援事業所の管理者とすることができる。</u>	指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。
管理者に係る経過措置	<u>令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている事業所（介護支援専門員が管理者である事業所に限る）については、引き続き令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。</u>	平成33年（令和3年）3月31日までの間は、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。

3 施行予定日

令和3年4月1日

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年2月 令和3年第1回定例会（条例改正案の提案）